

「石龍賣命」と「石比賣命」

―播磨国風土記における神名と説話―

宇賀神 裕

〔序〕

播磨国風土記揖保郡の中には、出水の里・広山の里にまつわる地名起源伝承が採録されている。そして現存する唯一の写本である三条西家本において、

「石龍賣命」（出水の里）

「石比賣命」（広山の里）

の神名が記される。諸注釈において、この二柱の神名は「龍」「比」字の脱字と理解して、同一の神を表すものと考えられる向きが強かった（注1）。八木毅氏も「分離説話」―元々一つの説話が分離したもの―という概念でもって、やはり同一の神としている（注2）。

しかしながら、神名が異なっており記述されていることは重要視すべき問題と考える。例えば次のような記事がある。

A 品太の天皇のみ世、出雲の御蔭の大神、枚方の里の神尾山に坐して、毎に行く人を遮へ、半は死に、半は生きけり。

：（中略）……ここに、額田部連久等々を遣りて、禱ましめたまひき。（播磨国揖保郡意此川）

B 佐比と名づくる所以は、出雲の大神、神尾山に在しき。此の神、出雲の國人の此處を経過る者は、十人の中、五人を留め、五人の中、三人を留めき。……（中略）……然る後に、河内の國茨田の郡の枚方の里の漢人、來至たりて、此の山の邊に居りて、敬ひ祭りて、僅に和し鎮むることを得たりき。（播磨国揖保郡佐比岡）

Aには「出雲の御蔭の大神」、Bには「出雲の大神」という神が描かれている。この二つの神名は、神尾山の行路妨害神という共通点から、従来同じ神とされてきた。しかし両説話を比較すると、神の祭祀者、また祭祀の方法において差異があることがわかる。すなわち、祭祀者を天の御影の大神を祖とする額田部氏（注3）として語るAでは、祭祀する対象である神の名に「御蔭」が付いているのである。つまり伝承者（祭祀方法）に対応する形で神名が選び取られているのである。

本稿で扱う「石龍賣命」「石比賣命」という神名の違いも、説話内容に関わる意義があるのではないだろうか。先行研究においても吉野裕氏（注4）、植垣節也氏（注5）は両神名を別の神と指摘する。ただし両氏とも単なる指摘にとどまり、別神であることの説話的意義には触れていない。

そこで本稿では、三条西家本の神名がなぜ異なっているのかということに着目し、両記事の説話的な意義の違いについて考察していく。なお、本稿で引用した本文は日本古典文学大系に拠ったが、本稿で取りあげる「石龍賣命」「石比賣命」については三条西家本の表記を採用している。

一 出水の里の「石龍賣命」

出水里【土は中の中なり。】此の村に寒泉出づ。故、泉に因りて名と爲す。

美奈志川 美奈志川と號くる所以は、伊和の大神のみ子、石龍比古命と妹石龍賣命と二はしらの神、川の水を相競ひましき。妹の神は北の方越部の村に流さまく欲し、妹の神は南の方泉の村に流さまく欲しき。その時、妹の神、山の岑を踰みて流し下したまひき。妹の神見て、非理と爲し、即て指櫛を以ちて、其の流るる水を塞きて、岑の邊より溝を開きて、泉の村に流して、相格ひたまひき。爾に、妹の神、復、泉の底に到り、川の流れを奪ひて、西の方桑原の村に流さむとしまひき。ここに、妹の神、遂に許さずし

て、密樋を作り、泉の村の田の頭に流し出したまひき。此に由りて、川の水絶えて流れず。故、无水川と號く。

出水の里条は、寒泉が湧いたことにより「イズミ」と名付けたという、簡素な内容となっている。そして出水の里条に付される美奈志川条に「石龍賣命」は描かれている。この条は石龍比古命と石龍賣命とによる河川争奪が主な内容となっている。この争いは二度に及び、初めに越部の村と泉の村とに分かれて争うが、指櫛を使った石龍賣命によって川は泉の村へと流される。次に桑原の村と泉の村とに分かれて争うが、石龍賣命が密樋を使うことで川の水は再び泉の村へと流される。密樋とは「地下に埋設した通路」（注6）のことであることから、川の流れはなくなり、水無し川になったと結ばれる。石龍賣命によって川の水はいったん地下へ流され、その後泉の村へともたらされることになるのである。

C 大穴持命、見て悔い恥ちて、宿奈毗古那命を活かさまく欲して、大分の速見の湯を、下樋より持ち度り來て、宿奈毗古那命を漬し浴ししかば、暫が間に活起りまして、居然しく詠して、「眞暫、寝ねつるかも」と曰りたまひて、踐み健びましし跡處、今も湯の中の石の上にある。（伊豫国風土記逸文（釈日本紀卷十四・万葉集註积卷第三） 湯泉）

D 粒丘と號くる所以は、天日槍命、韓國より度り來て、宇頭の川底に到りて、宿處を葦原志舉乎命に乞はししく、「汝は國主たり。吾が宿らむ處を得まく欲ふ」とのりたまひき。

志擧、即ち海中を許しましき。その時、客の神、劔を以ちて海水を攪きて宿りましき。主の神、即ち客の神の盛なる行を畏みて、先に國を占めむと欲して、巡り上りて、粒丘に到りて、瀆したまひき。ここに、口より粒落ちき。故、粒丘と號く。其の丘の小石、皆能く粒に似たり。又、杖を以ちて地に刺したまふに、即ち杖の處より寒泉涌き出でて、遂に南と北に通ひき。(播磨国揖保郡粒丘)

さてこの「樋」であるが、説話内で「樋」が用いられると、水は地下を通るだけでなく、温泉のように湧き出す状態をも示しているようである(C)。つまり美奈志川条で「田の頭に流し出」された水も同様に湧水としての形態であったと考えられる。本来「川」であったものが「湧水Ⅱイヅミ」へと変わった、と読めるであろう。美奈志川条は、出水の里条における「寒泉」の由来を示しており、すなわち石龍賣命によって湧かせられた泉であることを語っているのである。

では「泉を湧かせる」ことにはどのような意味があるのであろうか。「自然に湧いている」のではなく、「神によって泉を湧かせる」という話の意義である。Dでは主の神(葦原志擧乎命)の行為として杖を刺し、泉を湧かせたことが語られている。これらの行為は「先に國を占めむと欲して」とあるように、国占めや占有の方法であることがわかる(注7)。出水の里条では水を湧かせる理由について明記することはないが、同様に占有行為と関わりがあると言えるだろう。

以上のことをまとめると、出水の里条は石龍賣命が泉を出す

ことで、この地を占有したことを語るものと読み取れる。そしてこの説話内での石龍賣命は「田の頭」に水をもたらししている。いかなれば、生活を支える用水にかかわる神として描かれていることがわかるのである。このような用水の神という性質は、土地の風土からも見ることができ。

(図1 出水の里周辺地図)



(国土地理院より)

図1は出水の里周辺の地を示したものである(注8)。美奈志川条と中垣内川の形状とが符号していることから、美奈志川は現在の中垣内川に比定されている。出水の里周辺の土地柄を見てみると、美奈志川上流にある亀の池、新池をはじめ、溜池が多く作られていることがわかる(注9)。つまり、この辺りの土

地一帯が水に困窮する土地柄であったことがうかがえるのである。また『龍野市史』では、実際に農業用水をめぐる村争いが起こっていたことが記されている(注10)。このように実際の土地柄、風土からも、やはり出水の里は水を欲する土地であった。「石龍賣命」は用水の力を持つ神(水をもたらす神)として描かれているのである。

二 広山の里の「石比賣命」

廣山の里【舊の名は握の村なり】土は中の上なり。都可と名づくる所以は、石比賣命、泉の里波多爲の社に立たして射たまふに、此處に到りて、箭盡に地に入り、唯握ばかり出でたりき。故、都可の村と號く。以後、石川の王、總領たりし時、改めて廣山の里と爲す。

では次に広山の里条「石比賣命」の性質について見ていきたい。広山の里条は、石比賣命が矢を射ることが主な内容となっている。この「矢」について、柳田国男氏は矢が神意を代表するものであり、矢が落ちた所は霊地の区割りとなり領地の占有を表しているとしている(注11)。また松村武雄氏も

古き代の我が国人は、射放つた矢の中るかからぬかを神の意慮の発現と信じていた。かくしてわれ等は、串を刺して占有を表示する習俗が、すでに原始時代に行われていたことを知るが、そうした串は、古くは矢に他ならなかった。

としている(注12)。両者の論は矢が神意を表していること、そして領地占有に関わるとする点において共通している。実際に上代文献で確認してみたい。

E 郡家の東北のかた一十里一百一十六歩なり。古老の傳へていへらく、天の下造らしし大神、矢を殖てしめ給ひし處なり。故、矢内といふ。【神龜三年、字を屋裏と改む。】

(出雲国大原郡屋裏郷)

F 是に、麻多智、大きに怒の情を起こし、甲鎧を着被けて、自身仗を執り、打殺し駆逐らひき。乃ち、山口に至り、標の税を塚の堀に置いて、夜刀の神に告げていひしく、「此より上は神の地と爲すことを聽さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と爲りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な崇りそ、な恨みそ」といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへり。(常陸国行方郡稚井の池)

G 出雲の國は、狹布の稚國なるかも。初國小さく作らせり。故、作り縫はな」と詔りたまひて、…(中略)…：「今は、國は引き訖へつ」と詔りたまひて、意宇の社に御杖衝き立てて、「おゑ」と詔りたまひき。故、意宇といふ。(出雲国意宇郡)

Eでは神が「矢を殖て」たことしか記さない。しかし、その行為者が「天の下造らしし大神」であることを踏まえれば、国造りや国占めと関わる行為であることがうかがわれる。また松村氏の述べる「串」状のものとしては杖立て説話が挙げられる。Fでは神の土地と人の土地との境界を杖を立てることで標示し

ており、Gでは国造りの最終段階として杖を立てている。いずれの例も杖立てが国造りや国占めとの関わりを示唆している。

ここで広山の里条に戻り、一連の展開を細かく見てみると、石比賣命が【①矢を射る】と、その矢が【②悉く】【③地に刺さり】【④握部分を残して埋まる】となる。この状態は矢、あるいは「串」状のものが地に刺さって立っている状態であろう。すなわち広山の里条も同様に土地の占有標示を語るものと考えられるであろう。

しかし、「矢」と「杖」という道具の違いは、安易に同一視してよいものであろうか。なぜ広山の里条は「矢」として描いているのであろうか。ここで「矢」の持つ意義について考えていきたい。

H是に高木神、「此の矢は、天若日子に賜へりし矢ぞ。」と告りたまひて、即ち諸の神等に示せて詔りたまひしく、「或し天若日子、命を誤たず、悪しき神を射つる矢の至りしならば、天若日子に中らざれ。或し邪き心有らば、天若日子此の矢に麻賀禮。【此の三字は音を以るよ。】と云ひて、其の矢を取りて、其の矢の穴より衝き返し下したまへば、天若日子が朝床に寝し高胸坂に中りて死にき。【此れ還矢の本なり。】(神代記)

I又一時、天皇葛城の山の上に登り幸でましき。爾に大猪出でき。即ち天皇鳴鏑を以ちて其の猪を射たまひし時、其の猪怒りて、宇多岐依り來つ。【宇多岐の三字は音を以るよ。】故、天皇其の宇多岐を畏みて、榛の上に登り坐しき。(雄略記)

J古老の傳へて云へらく、昔、此の地に八たりの土知朱あり

き。…(中略)…各、族ありて、八處の石室に屯みき。此の八處は皆要害の地なるに因りて、上命に順はざりき。國造、磐城彦が敗走れし後は、百姓を虜し掠めて止まざりき。纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇(景行天皇)、日本武尊に詔して、土知朱を征討たしめたまひき。土知朱等、力を合せて防禦ぎ、且、津輕の蝦夷に謀げて、許多く猪鹿弓・猪鹿矢を石城に連ね張りて、官兵を射ければ、官兵え進歩まず。日本武尊、槻弓・槻矢を執り執らして、七發發ち、八發發ちたまへば、則ち、七發の矢は電如す鳴り響みて、蝦夷の徒を追ひ退け、八發の矢は八たりの土知朱を射貫きて、立に斃しき。

(陸奥国風土記逸文(大善院旧記) 八槻郷)

Hは天孫降臨にあたって、高木神がウケヒを行う場面である。ウケヒは「Aならa」「Bならb」と、予め結果と神意を想定して行うト占儀礼である。「中る／中らない」という結果をもたらす矢は、ウケヒの性質と相性が良いのであろう。つまり矢には神意を表すものとしての特徴を持つことがわかる。現在でも流鏑馬や豊作占いに矢が用いられていることからその特徴が見て取れる。また、この場面での矢は天若日子の胸を射ぬいている。当然ながら武器としての意味をも持っている。古代説話の多くの例で矢が武器として描かれていることを考え合わせれば、葦原中国統治を妨げる天若日子を排除するものとして矢は機能しているのである。

記紀・風土記では、神話以外でも国土の統治を妨げるものが多く描かれ、実際にそれらが矢によって排除、圧伏されている。Iの猪やJの土蜘蛛も天皇・国家に反するものとして描かれ、そのような対象はやはり矢でもって退治されている。つまり、

「矢」には国家やその統治を妨げるものを排除・圧伏するといった、統治平定にまつわる武器としての機能も見出せるのである。以上のことをまとめると、石比賣命は国造りや国占めを神意によって行ったことになる。しかもその行為には、妨げるものを排除・圧伏する意味をも含み持っていることになるのである。しかし、広山の里条ではその排除・圧伏される対象が描かれないう。では石比賣命は何を排除・圧伏しようとしたのであろうか。出水の里の石龍賣命が土地の風土に根ざした信仰を反映していたように、広山の里条も土地の風土に根ざした信仰が説話の基盤にあるものと考えられる。そこで次に広山の里の風土、またそこに根差す信仰について見ていきたい。

(図2 広山の里周辺地図)



(国土地理院より)

図2は広山の里周辺を示している。広山の里は現在のたつの市誉田町広山に比定されているが、この地は左右に揖保川・林田川という大型河川に挟まれていることがわかる。このような土地では、出水の里のような水不足があったとは考えられない。むしろその反対に、河川の氾濫に脅かされた土地であったのではないだろうか。たつの市の作成したハザードマップを確認すると、両河川に挟まれた広山の里周辺も河川氾濫区域に含まれており、実際に両河川が暴れ川として認識されていたようである。河川の形状は古代と比べて多少の変化はあるだろうかと考えられるが、広山の里の土地柄・風土から見ると、河川氾濫地域一帯では水を防ぐ治水が大きな関心事であったことが推察できるのである。

このように、説話記事と土地の風土とを合わせて考察すると、石比賣命には水を防ぐ堤防としての性質が読み取れるのである。さらにこの治水という性質と、先に見た排除・圧伏にまつわる矢の性質を合わせると、治水のために土地の荒ぶるものを排除・圧伏する説話として読むことができる。

K唯し衫子のみは全匏兩箇を取りて、塞き難き水に臨む。乃ち兩箇の匏を取りて、水の中投れて、請ひて曰はく、「河神、崇りて、吾を以て幣とせり。是を以て、今吾、來れり。必ず我を得むと欲はば是の匏を沈めてな泛せそ。則ち吾、眞の神と知りて、親ら水の中に入らむ。若し匏を沈むること得ずは、自づからに偽の神と知らむ。何ぞ徒に吾が身を亡

さむ」といふ。是に、飄風忽に起りて、匏を引きて水に没む。匏、浪の上に轉ひつつ沈まず。則ち滄瀟に汎りつつ遠く流る。是を以て、杉子、死なずと雖も、其の堤亦成りぬ。

(仁徳紀十一年冬十月)

し是に、笠臣の祖縣守、爲人勇悍しくして強力し。派淵に臨みて、三の全瓠を以て水に投れて曰はく、「汝屢毒を吐きて、路人を苦びしむ。余、汝虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、余避らむ。沈むること能はずは、仍ち汝が身を斬さむ」といふ。時に水虬、鹿に化りて、瓠を引き入る。瓠沈まず。即ち劍を擧げて水に入りて虬を斬る。(仁徳紀六十七年十月)

K・Lは、治水事業を妨害する荒ぶる神を全瓠を用いて排除する内容となっている。このように治水にまつわる事業が説話化されると、荒ぶる水の神を鎮めたり、排除したりするという話型になるのであろう。広山の里条もこの話型の一例として読み取ることができるのである(注13)。

以上のことをまとめると、広山の里条は石比賣命が神意によつて占有を行う説話であった。しかしその矢には土地の占有標示だけでなく、統治を妨害するものを排除・圧伏するといった武器としての要素を持ち、治水にまつわる説話の話をなしていたと言える。このことから、広山の里の石比賣命は治水によつて土地を治める神として描かれていることがわかるのである(注14)。

出水の里・広山の里の両説話では、それぞれの神が国を占める行為が描かれること、そして両者とも水を自在に操作するこ

と、という共通項目が認められる。しかしながら、水をどのように操作するのか、という具体的な操作能力については、神の性質は異なっているのである。すなわち、出水の里の石龍賣命は田に水をもたらず「用水」の力を持ち、広山の里の石比賣命は水を防ぐ「治水」の力を持っている。それぞれの里の土地柄・風土に基づいた性質が特化されているのである。実際の在地信仰がどのようなであったかは現在となってはわからない。だが、たとえ信仰的に同じ神であったとしても、風土記に描かれる説話をみる限り、両説話では別個の存在として描かれていると考えられるのである。

三 神の性質と名称

これまでに、出水の里と広山の里の説話は別個のものとしてあり、神の描かれ方も異なることを論じた。このような説話内容の違いは、神の名が異なつて記述されていることと連動している可能性があるのではないだろうか。なぜならば、前述のように神名は説話内容と深く関わるものであるからである。石龍賣命と石比賣命の共通点としては、どちらも「石」字が用いられていることであり、逆に相違点は「龍」字が用いられているかどうかである。両神名のうち、「メ(賣)・ヒメ(比賣)」という性別(女性)を表す語以外の「石」字と「龍」字は、説話に描かれた神の資質と深く関わっている可能性がある。特に「龍」字の有無を単純な脱字だとするには問題が大きすぎるで

あるう(注15)。では、「石」「龍」字からどのような性質が読み取れるのであろうか。

M爾に大山津見神、石長比賣を返したまひしに因りて、大く恥ぢて、白し送りて言ひしく、「我が女二たり並べて立奉りし由は、石長比賣を使はさば、天つ神の御子の命は、雪零り風吹くとも、恒に石の如くに、常はに堅はに動かず坐さむ。亦木花之佐久夜毘賣を使はさば、木の花の榮ゆるが如榮え坐さむと宇氣比弓【宇より下の四字は音を以るよ】。貢進りき。此くて石長比賣を返さしめて、獨木花之佐久夜毘賣を留めたまひき。故、天つ神の御子の御壽は、木の花の阿摩比能微【此の五字は音を以るよ】。坐さむ。」といひき。故、是を以ちて今に至るまで、天皇命等の御命長くまさざるなり。(神代記)

N最後に其の妹伊邪那美命、身自ら追ひ來りき。爾に千引の石を其の黄泉比良坂に引き塞へて、其の石を中に置きて、各對ひ立ちて、事戸を度す時、伊邪那美命言ひしく、…(中略)：其の黄泉の坂に塞りし石は、道反之大神と號け、亦塞り坐す黄泉戸大神とも謂ふ。(神代記)

O故是に天照大御神見畏みて、天の石屋戸を開きて刺許母理【此の三字は音を以るよ】。坐しき。爾に高天の原皆暗く、葦原中國悉に闇し。此れに因りて常夜往きき。(神代記)

P伊和の大神、娶詵せむとしましき。その時、此の神、固く辭びて聽かず。ここに、大神、大く瞋りまして、石を以ちて川の源を塞きて、三形の方に流し下したまひき。故、此の川は水少し。(播磨国六禾郡安師里)

「石」字が用いられる神名の代表は石長比賣(M)であらう。石長比賣の資質は「恒に石の如くに、常はに堅はに動かず坐さむ」とあるように、恒常性・堅固性として描かれている。また神名以外の例に目を向ければ、ある空間と空間との境界にあつて、境界を挟む両空間の通行・往來を妨害する(N・O)。これが河川に用いられると水の流れを塞き止める(P)機能を持つ。このような機能はMに見られる恒常性・堅固性からきているのであらう。石龍比古命が変えようとする「其流るる水を塞」ぐ石龍賣命も、河川氾濫を防ごうとする石比賣命も、ともに「石」と相通ずるイメージを持っている。では、「龍」字はどうであらうか。龍をはじめ、蛇体を持つものが水との関わりがあることは従来から指摘されてきた(注16)。先に挙げたLの「虬」も川の神として描かれている。

Q或るは旱災の時に遭へば、己が田の口を塞が使めて、水を百姓の田に施す。田に施す水既に窮まれば、諸天感應して、龍神雨を降らす。唯卿の田のみに「澎」きて餘の地に落ち不。堯雲更に霑り、舜雨還霑ク。『日本靈異記』上巻第二十五

R其ノ時ニ、天下旱魃シテ雨不降ズシテ、五穀皆枯レ失ナムトス。貴賤ノ人、皆、此レヲ歎キ悲ム事无限シ。此レニ依テ、人、天皇ニ奏シテ云ク、「大安寺ノ南ニ寺有リ。其ノ寺ニ住ム僧、年來、龍ト心ヲ通シテ、親昵ノ契ヲ結ベリ。然レバ、彼ノ僧ヲ召シテ、『龍ニ雨ヲ可降キ由ヲ可語シ』ト可被宣下也」ト。『今昔物語集』卷十三第卅三

Q・Rもまさに龍が水(雨)をもたらす存在として描かれている。さらにQの雨は特に田・農耕との関わりでもたらされていることに注目される。Rも旱魃で五穀が枯れる危難に際して龍に雨を求めている。このような農作地における水神信仰としての龍は、広く信仰されていたようである。石龍賣命も「田の頭」に水をもたらす神であった。やはり田・農耕にまつわる水神としての龍のイメージと一致するのである。水を防ぐという性質を持つ両者には同じく「石」字が使われるのに対し、水をもたらす性質を持つ石龍賣命にのみ「龍」字が使われていることは、説話記事に描かれる神の性質(用水、水をもたらす力)と合致するのである。

結

出水の里・広山の里両説話は別個の説話内容を持ち、石龍賣命・石比賣命の性質も説話の目的に基づき、異なる記述がなされてきた。たとえ同じ神であっても、別の土地で説話化すると、神の性質は微妙に異なってくる。風土記編纂者は、その違いを了解していたからこそ、「龍」字の有無という神名の違いを通して、各々の性質を示したのではないだろうか。このような神の性質と名称の関係は記紀には見られない風土記独自のものと考えられる。

たとえば記紀に描かれる大国主は各地に伝わる多くの大国主神話を統合したものとされている(注17)。それに対し、風土記

はたとえ同じ神であろうと、土地ごとに分けて記述しているのである。これは風土記編纂の目的として、土地ごとに分けて情報を記述しようとする態度から来ているのである。つまり、大国主にみられるような、神を統合しようとする態度とは反対の志向性が風土記で働いているのである。

八木氏の「分離説話」は原伝承を考える上では有効な考え方である。だが、出水の里・広山の里を読み解くと、風土記記事は一つの原伝承から単純に分離したものではないことがわかるのである。つまり、里ごとに記述しようとする編纂者の意識が、在地の信仰とは別に、それぞれの説話を特化し、風土記記事という新たな記述世界を生み出しているのである。このような風土記記事の性質を捉えたとき、それぞれの風土記記事は一つの独立し、完結した世界観を持つものとして読む必要があるのではないだろうか。そのことを、出水の里・広山の里条は如実に示しているのである。

注

1 神名に注を付している諸注釈の態度をまとめると以下の通りになる。

・同一神：『標注古風土記』(栗田寛)、『播磨風土記物語』(松岡静雄)、日本古典全集『古風土記集』(正宗敦夫)、『播磨国風土記新考』(井上通泰)、日本古典文学大系『風土記』(秋本吉郎)、日本古典文学全書『風土記』(久松潜一)、角川文庫『風土記』(小島瓊禮)、『凶説播磨

- 国風土記への招待」（浅田芳朗）、『新編日本古典文学全集 風土記』（植垣節也）、『播磨国風土記』（沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉）、角川ソフィア文庫『風土記』（村啓信・橋本雅之・谷口雅博・飯泉健司）
- ・別神 …… 東洋文庫『風土記』（吉野裕）、播磨国風土記注釈稿『風土記研究』（植垣節也）
- ・保留 …… 神道大系『風土記』（田中卓）
- 2 八木毅「播磨国風土記における分離説話について」（『古風土記・上代説話の研究』昭和六三年三月初版第一刷 和泉書院）
- 3 『新撰姓氏録』には「額田部湯坐連 天津彦根命子明立御蔭命之後也」とある。
- 4 「後出の石龍比売（出水の里）と同人とされるが、このままで古墳の石室関係の神とみてよからう。」（『風土記』昭四六年七月一日 三版 東洋文庫）
- 5 「この見方（稿者注）吉野説」は妥当とすべきであらう。（『播磨国風土記注釈稿（七）』『風土記研究』平成二年五月一日 風土記研究会）
- 6 「地下に埋設した木製の通水路。暗渠。」（『時代別国語大辞典 上代編』密植）項上代語辞典編集委員会 昭和四二年十月 三喜堂）
- 7 景行紀十八年夏四月壬申条に「海路より葦北の小嶋に泊りて、進食す。時に、山部阿弭古が祖小左を召して、冷き水を進らしむ。是の時に適りて、嶋の中に水無し。所爲知らず。則ち仰ぎて天神地祇に祈みまうす。忽に寒泉崖の傍より湧き出づ。乃ち酌みて獻る。」とある。新編日本古典文学全集『日本書紀』頭注では「ここでは天皇の御稜威をも暗に物語る。」とし、占有行為と関わり
- 8 国土地理院発行の地図を利用した。
- 9 旧龍野市で250以上の溜池が存在する。美奈志川条で描かれる泉の村、越部の村、桑原の村周辺でも多数確認できる。
- 10 『龍野市史 第一巻』（龍野市史編纂専門委員会 昭和五三年九月）では、中垣内川が人工の石垣によって強制的に向きが変えられていることから、河川争奪があったとしている。
- 11 柳田国男「伝説と習俗」（『柳田国男全集』平成十年八月二五日 筑摩書房）
- 12 松村武雄『日本神話の研究』（昭和四六年五月二〇日 培風館）
- 13 石比賣命が「泉の村の波多為の社」から矢を射ている点にも庄伏する神の姿がうかがえる。他所の地から土地の荒ぶるものを鎮める神には、折口信夫の言うところの精霊を庄伏する「客人神」としての姿が読み取れる。松田浩氏も「鹿の古代伝承と水神と―日本武尊の鹿狩りをめぐって―」（『三田国文』三〇号 平成一年九月三〇日）において水神支配による治水説話について論じている。
- 14 矢が【②悉く】【④握部分を残して埋まる】のは堤防補強と関わるようである。広山の里は揖保川・林田川に挟まれ、河川氾濫の危険に遇いやすい土地柄であった。このような土地では人工乃至自然の堤防があったものと考えられる。堤防に關して、古代人はその堅固さに関心を寄せていたことが『律令』からうかがえる。營膳令には
- 凡そ大水近うして、堤防有らむ処は、国郡司、時を以て檢行せよ。（16）

凡そ提の内外、并せて提の上には、多く榆、柳、雑の木を植ゑて、堤堰の用に充てよ。(17)

(日本思想大系「律令」昭和五十一年二月二〇日)
と、堤防の用に根の強い樹木を植ゑることが記されており、やはり堤防に対して補強しようとする意識があったことが認められる。矢が深く刺さったという描写は、このような治水に関わる堤防の堅固さを表していたと考えられる。

15 「兩神名には「比」字においても相違があるが、「比」字の考察に関しては判断保留とする。なぜならば、この「比」字は性別を表すヒコ・ヒメに関わる部分であると考えられるが、単純な脱字である可能性があるからである。同様に、同一説話内でヒコ・ヒメが並列的に描かれていながら、片方の神名に「比」字がない例が「伊勢都古命」「伊勢都比賣命」(『播磨国風土記』揖保郡伊勢野)に確認することができる。「比」字の有無が神の性質と関わりて区別されていた可能性も、単純な脱字の可能性もある以上、本稿では判断保留せざるを得ない。

16 「もう一つの竜神の重要な側面は、荒ぶる龍蛇の伝説のあるものが嵐を起こし雨をもたらす力について語っているように雨師、水神としての性格を持っていることである。…(中略)…稲作耕作民たる日本人にとって雨水を司る竜王信仰はきわめて自然に農民の間に受け入れられていった。『日本伝奇伝説大事典』【竜神伝説】項(編集：乾克己・小池正胤・志村有弘・高橋貞・鳥越文蔵、項目執筆：荒木博之 昭和六一年一〇月一〇日 角川書店)

17 津田左右吉『日本古典の研究 上』(昭和二十三年八月二〇日第一刷 岩波書店)

オホナムチの命をオホクニヌシの神と稱することは、舊辭の諸本において一般に承認せられてゐたのではなく、後の潤色を経た、古事記のもとになつてゐる、ものに於いて始めて現はれたものであり、さうしてそれは、古事記の物語に見えるこの名の起源説話によつても知られる如く、オホナムチの命をイツモの國造の祭るキヅキの社の神の名として作られたオホクニヌシに結びつけたものである。

青木紀元「大國主の成立」(日本文学研究資料叢書『日本神話』日本文学研究資料刊行会 昭和五十三年七月二〇日五版 有精堂)
右のやうに大國主神に種々の別名があるといふことは、とりもなほさず大國主神の成立事情を物語つてゐるのである。と言ふのは、大國主神といふ名は、これら別名の神々の綜合されたものの上につけられた神名に外ならないからである。

吉井巖『ヌシ』を名にもつ神々』(日本古典の研究 上)(平成四年一月五日第二版第二刷 塙書房)

大國主神が、出雲を中心とする信仰圏を広げていた大汝神を中心し、亦名によつて連接される八千矛神、葦原醜男神、顕国魂神、大國魂神、大物主神を統合して作られた神であること、しかも、記紀の大國主神の物語が、これら統合のあととあらわに見せる記述形式になつてゐることや、出雲国風土記、万葉集において大國主神の名が見いだせないことは、この大國主神の成立がきわめて新しく、しかも中央における記紀編集者の造作によることを明確に示している。